



## 第8回 職場を原因とするうつ病と会社の責任 ～メンタルヘルスについて～

山下江法律事務所では、2011年より1、5、9月の第4木曜日に企業法務セミナーを開催しています。第8回目は、広島商工会議所主催の研修などでもご好評を頂いている所長の山下江が講師を務めます。開催要領は以下のとおりです。皆様のご参加をお待ちしております。

- 対 象：企業経営者様、法務担当者様
- 日 時：2013年5月23日（木）18：30～20：30
- 会 場：広島パシフィックホテル（広島市中区上八丁堀8-16）
- 受講料：顧問会社様 無料（複数名可）、一般1名様につき 5,000円
- 内 容：職場（業務）を原因として従業員にうつ病などの精神障害が発生する事案、さらにはこれに伴う自殺が増加傾向にあります。会社は従業員に対して安全配慮義務があり、対応を誤ると会社に大きな損害賠償義務が発生することになります。具体的事例を示しながら会社としての対策を考え、さらには、従業員のメンタルヘルスについても検討していきたいと思えます。
- 特 典：ご参加いただきました方は、1カ月以内に1時間の無料相談ができます。



### 講師 弁護士 山下江 / 山下江法律事務所 所長、広島弁護士会所属

1952年江田島市生まれ。修道高等学校、東京大学工学部出身。平成5年、東京弁護士会登録。平成7年、広島弁護士会に登録替え、現在、広島最大級となる事務所を開設。NPO法人広島経済活性化推進倶楽部理事長、広島県中小企業再生支援協議会専門スタッフ、広島商工会議所経営安定特別相談事業専門スタッフ、山口フィナンシャルグループ監査役。一般社団法人人生安心サポートセンターきりり顧問。元広島弁護士会副会長。

## お申込書 FAXにて、このままご返信ください。 082-223-2652

御社名	ご参加者様ご芳名
ご住所	【Tel】 【Fax】

- ・受付後、受講に関するご案内を FAX いたします。
- ・ご提供頂いた個人情報は、弊事務所からのご連絡以外には使用いたしません。